

平成 20 年 7 月 29 日
宮城県総務部行政経営推進課

宮城県における取り組みについて

1. 宮城県行政改革プログラム（18 年 3 月策定）

（1）推進期間：18 年度から 21 年度まで（毎年度，実施計画を作成し推進管理）

（2）目 標

自己決定・自己責任による行・財政運営の確立

真の地方主権型社会の実現

（ 深刻な財政危機の克服 ）

（3）改革の柱（目標 ， ）

多様な主体による開かれた公共サービスの実現

行政が独占してきた公共サービスが最適な主体により提供されるよう役割の分担と連携を推進

・ 様々な主体との役割の分担や連携の推進

・ 「最適な役割分担」という視点で県の役割を見直し

真の政策立案集団への飛躍

選択・集中型の事業展開への転換

（4）具体的な取組項目

・ 改革の柱に沿って 20 項目を設定

・ うち「3 民間企業との役割分担と連携」（改革の柱 ）

（ 抜 粋 ）

3 民間企業との役割分担と連携

民間委託等をさらに推進します

総務部行政経営推進課

県では，民間の持つ高度な専門性を活用するなど民間との多様な連携を図りながら，なお一層の行政運営の効率化を図るため，平成 11 年に「事務事業の民間委託に関する指針」を策定し，清掃，警備等の業務について民間委託を進めてきたほか，社会福祉施設の民営化などを進めてきました。

一方，国では「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」に基づき改革が進められており，先に「規制改革・民間開放推進会議」から今後の規制緩和・改革の方向などが示されました。

今後も引き続き民間委託等を進めるほか，民間の創意工夫や資金を活用できる P F I の調査研究や事業推進を図ります。また，現在，直営の公の施設については，直営の合理性の検証を行い，指定管理者制度の導入可能なものについては，活用を検討していくとともに，「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）案」の動向を踏まえながら，さらなるサービスの充実とコスト縮減を徹底するため，市場化テストの実施可能な事務事業についての検討と対応準備を進めていきます。

現状（17.4.1）及び成果目標（22.4.1）

	現 状	目 標
指定管理者制度への移行	6施設	333施設

民間委託等，P F I 及び市場化テストについては，単に件数を成果目標とするのではなく，これまで進めてきた事務事業を引き続き実施して行きながら，経費削減効果が見込める新たな民間委託等の洗い出しや民間委託等の内容の拡充に一層取り組んで行くことを成果目標とし，その取組実績について順次公表して行きます。

具体的取組

事務事業の民間委託に関する指針の見直し	直営の公の施設の指定管理者制度の検討
P F I 手法の適切な活用推進	市場化テスト導入の検討

2. プログラムの進ちょく度と20年度の取組予定

宮城県行政改革プログラム20年度実施計画書（20年7月策定）より抜粋

民間委託等をさらに推進します

(3) 改革の進ちょく度

P F I 事業に関し，

- ・ P F I 導入調整会議における P F I 導入決定... 1 事業
- ・ 特定事業の選定... 1 事業

指定管理者制度の導入（20年3月31日現在）...333施設（目標：333施設）

(4) 20年度の取組予定

県が現在行っている行政運営について，民間との多様な連携を図りながら，なお一層の行政運営の効率化を図ります。

P F I 事業の推進

民間資金等活用事業検討委員会を開催するなどし，県が行う P F I 事業の円滑な実施を図ります。

指定管理者制度に係る運用方針の見直し等

- ・ 制度のメリットを最大限活かすために，管理者選定手続きの効率性，透明性，客観性の向上を図るなど制度の運用に係る基本方針の見直しを行います。
- ・ 現在，直営で運営されている公の施設について，直営の合理性の検証を行うとともに，同制度の導入が可能なものについては，その活用を図ります。

「事務事業の民間委託等に関する指針」の見直し

11年度に策定した同指針について，市場化テストの手法なども参考にしながら，新たな民間活用方法を含めた見直しに着手します。

【事業総点検（PT(加計外チーム)点検）の結果について】

1 事業総点検の趣旨

- (1) 地方主権型社会の実現に向けて、県と他の主体との役割分担の在り方を見直し
- 宮城県行政改革プログラムの視点
- (2) 深刻な財政危機の克服に向けて、更なる歳入の確保・歳出の抑制
- 新・財政再建推進プログラムの視点

2 経過

- (1) 18年6月：全事業（3,077件）について、各担当課による自己点検を実施
- (2) 19年度予算編成過程：(1)の自己点検結果について、財政課による検証を実施し、19年度当初予算へ反映
- (3) 19年2～10月：(1)のうち、1,125事業について、「PT点検」を実施
PT点検メンバー = 他部署に所属する県の中堅職員5～6名
+ 行政経営推進委員会の委員（外部有識者）
- (4) ～平成19年12月：PT点検結果について、担当課の意見を聴取

3 PT点検結果の概要

前提条件 = 「法律や相手方の意向・財源等の制約を考慮しないで検証」

判定区分	不要・廃止すべき	民間実施が適当	国実施が適当	市町村実施が適当	県の継続実施が適当	
					ただし改善が必要	特に改善点なし

自己点検(18年6月)の結果 (件数)

自己点検対象事業：3,077件	
398	2,679

PT点検(19年2・3・6・7・10月)の検証結果 (上段:件数,下段:当初予算額・円)

PT点検対象事業：1,125件						対象外:1,554件
						知事部局以外(教育庁を除く)の事業 一般財源を伴わない事業 重点事業、大玉事業など
114 10.1%	44 3.9%	66 5.9%	81 7.2%	655 58.2%	165 14.7%	
2,064,532 1.9%	673,133 0.6%	2,805,620 2.5%	5,259,180 4.8%	74,161,143 67.1%	25,640,432 23.2%	
305 27.1%			802 72.9%			
計 10,802,465 9.8%			計 99,801,575 90.2%			

PT点検結果に対する担当課回答(～分)

「実現に支障なし」	「実現に支障あり」	左のうち「絶対に実現不可能」
53(17.4%)	252(82.6%)	79(31.3%)

4 PT点検結果から見えてくるもの

- (1) 法律等の制約を度外視して県事業を見た場合、対象事業(1,125)のうち、約27%は県の事業としては不要というのがPTの意見
 - 1) 10.1%は不要・廃止
 - 2) 17%は県以外の事業主体が適当(7.2% = 市町村, 5.9% = 国, 3.9% = 民間)
- (2) 県の事業としては不要というPT意見[(1)の約27%]に対する担当課の反応は、事業の必要性・継続を主張する声が8割強
危機的な財政状況を踏まえ、担当課意見の検証、更なる徹底した見直しが必要